

平成27年度提案公募型緑づくり活動支援事業 実施要領

(事業の目的)

第1条 「森林・緑は県民みんなの財産」という意識の醸成を図るとともに、県民協働のもと地域に密着した特色ある森林づくりや緑づくり、県産材の利用を促進することを目的として、ボランティア団体、自治会、婦人会、老人会、子どもクラブ、NPO等の市民社会組織や企業（以下「CSO等」という。）が自ら企画立案し実行する緑化活動等を支援する。

(事業の実施主体)

第2条 提案公募型緑づくり活動支援事業（以下「支援事業」という。）の実施主体は、別に定める平成27年度提案公募型緑づくり活動支援事業募集要項（以下「募集要項」という。）3「応募資格」に定めるCSO等とする。

(事業の企画募集)

第3条 公益財団法人さが緑の基金理事長（以下「理事長」という。）は、募集要項に基づき、事業の企画を募集する。

2 募集の対象となる活動は、募集要項4「募集の対象となる活動」に定めるものとする。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、募集要項5「助成の対象となる経費」に定めるものとする。

(応募の手続)

第5条 支援事業に応募しようとするCSO等は、募集要項に基づき、応募企画書一式を理事長に1部提出する。

2 応募は1団体につき年間1回とし、同一趣旨による活動については最大3年間とする。

(事業の採択)

第6条 理事長は、事業の採択に当たっては、緑の基金に設置されている運営協議会において、CSO等から提出された応募企画書の内容を次に掲げる項目について審査する。

- (1) 創造性：創意工夫がみられ、地域の特性を活かしているか。
- (2) 自主性：地域住民等による自主的な取組となっているか。
- (3) 実現性：企画提案した活動を実行できる能力及び実績があるか。
- (4) 公益性：地域住民等の課題やニーズに対応しているか。
- (5) PR性：県民に対する高い波及効果が期待できるか。
- (6) 費用の妥当性：活動内容に見合った適正な経費で積算されているか。

2 理事長は、運営協議会において、採択することが適当と判断された事業の企画について、予算の範囲内で採択する事業を決定する。

3 理事長は、募集要項に基づき、支援事業に応募したCSO等に採択結果を通知する。

(助成金の交付申請)

第7条 前条第2項の規定により事業承認の通知を受けたC S O等は、助成金交付申請書(様式第2号)に所定の書類を添付して、理事長に1部提出する。

(助成金の交付決定)

第8条 理事長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を申請したC S O等に交付決定を通知する。

2 理事長は、助成金の交付決定において、支援事業の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(助成金の交付条件)

第9条 助成金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) この要領及び公益財団法人さが緑の基金助成事業実施規程の規定に従うこと。
- (2) 前条の規定により助成金の交付決定を受けた事業(以下「助成事業」という。)の内容又は助成対象経費を変更する場合においては、変更承認申請書(様式第2号)を理事長に提出し、その承認を受けること。ただし、助成金の交付決定額に影響を及ぼさない場合は、この限りでない。

なお、助成事業の内容(植栽本数、間伐面積等)又は助成対象経費の20%を超える増減が予想される場合には、理事長に事前に連絡し、その指示を受けること。

- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、理事長の承認を受けること。
 - (4) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。
 - (5) 助成事業に係る収支簿及び証拠書類を整備し、事業完了後5年間保管すること。
- 2 理事長は、前項第2号の規定による変更を承認する場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(助成金の取消し及び返還)

第10条 理事長は、助成事業を実施しようとする、又は実施したC S O等が不正もしくは虚偽の申請をした場合、又はこれによって助成金の交付を受けたことが明らかになった場合には、助成金の交付決定を取り消し、助成金の全部又は一部の返還を命じることがある。

(実績報告)

第11条 助成事業を実施したC S O等は、事業完了後、実績報告書(様式第3号)に所定の書類を添付して、理事長に1部提出しなければならない。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、事業完了(支援事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)の日から30日以内又は助成金の交付決定に係る年度の末日(助成金が全額概算払いで交付された場合は翌年度の4月15日。)のいずれか早い日とする。

(助成金の交付)

第 12 条 理事長は、前条に定める実績報告書の提出があった場合において、書類及び実地検査によりその内容を審査し、適当と認めるときは、助成事業を実施した C S O 等に助成金の額の確定を通知する。

(助成金の請求)

第 13 条 前条の規定により額の確定通知を受けた C S O 等は、助成金交付請求書（様式第 4 号）により助成金を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めるときは、助成事業を実施した C S O 等は、助成金交付請求書（様式第 5 号）により助成金を概算払いで請求することができる。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、支援事業の実施に必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 7 年度の支援事業について適用する。